

「消費税」「国保」「敬老パス」などの署名は、集金の際に預けていただくか事務所までお願いします

発行：2020年12月7日(月) No. 404

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8111
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

コロナ禍で不安な年末 安心して年を越せるよう、早めに相談を!

「米を買うお金もない」どうしたらいいのか悩んだら相談を

コロナウィルスの感染拡大が続くなか、売上が減少したまま回復せず、「持続化給付金の申請をしたが、なかなか入金されない」「給付金はもらったが、税金や色々の支払いで無くなってしまい、カードの借り入れが増えてしまった」「米を買うお金もなく、サポートセンターで相談して、フードバンクの申し込みをした」などの相談が寄せられています。また、国保の減免の相談に区役所へ行ったら「滞納分を先に払ってほしいと言われた」という事例、「売上が振り込まれたら、滞納していた介護保険料を26万円差押えられた」との事例も寄せられています。何より、「困ったら民商へ」相談してください。

周囲の方にも、困ったら民商があるよ、とお知らせください。

<国保減免申請（コロナ特例）>

申請期限 2021年3月31日まで

対象期間 2020年2月～2021年3月

要件 年間収入が30%以上減少する見込み

前年所得が300万以下の場合 保険料が100%減免、400万以下は80%減免。

<食料支援>

NPO法人セカンドハーベスト名古屋などが、困窮家庭に対してお米などの食料支援を行っています。食品を受け取るためには、行政の相談窓口へ行き、相談窓口から依頼する必要があります。

名古屋市内では、「名古屋市 仕事・暮らし自立サポートセンター」に相談の上、申し込むことができます。

*名駅センター 電話052-446-7333 中村区名駅南1-5-17ネットプラザ柳橋ビル3F

*大曾根センター 電話052-508-9611 北区大曾根4-17-23イトピア大曾根1F

暴力のない社会をめざして 弁護士 山内益恵

いきなりですが、相手の同意のない性的行為を「性暴力」といいます。刑法に触れれば性犯罪ですが、犯罪と認定されなくても性暴力は許されません。

性暴力は恋人間でも夫婦間でもありえます。内閣府の調査では女性の13人に一人が性暴力を受けたことがあると回答しているほどに、世の中は性暴力に満ちあふれています。

そんな中、愛知県弁護士会では、11月28日、「『ほとんどない』ことにされてきた性暴力 ～実態、そしてこれから～」というタイトルで、ライターの小川たまかさんの講演会を実施しました。

2017年の刑法改正によって、男性も、やっといわゆる「強姦罪」の被害者になれるようになりましたが、性犯罪に関しては他にも議論すべきことが山積みです。

しかし、2017年刑法改正以降も性暴力に対する一般の認識は変わらず、財務事務次官による女性記者へのセクハラ発言や、有名大学の学生による集団レイプ事件、性犯罪での無罪判決（地裁）が続くなど、性暴力による重篤な被害が次々と発覚していることなどを指摘され、現在進行中の刑法改正への期待を語られました。

これまで性被害は「人にいえないほど辛い」ために被害者が声をあげられず、それをよいことに社会は、被害自体をなかったことにしてきたという指摘には感じるどころがありました。ですので、この講演を聞いてしまったら、アピールせずにはいられません。性暴力がいかに被害者の尊厳を傷つけるものであるのかは、すべての人がきちんと知るべきで、不正確で興味本位なネット情報に踊らされないように、きちんとした知識を身につけるための教育や啓蒙が必要です。

そして、性暴力というと別世界の話に感じられる方が多いでしょうけれど、実は性的同意は自分たちの問題だと